

令和6・7年度大分県立農業大学校給食業務委託契約書（案）

大分県立農業大学校 校長 藤田 義明（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）

とは、令和6・7年度大分県立農業大学校給食業務（以下「給食業務」という。）
の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、大分県立農業大学校における給食を適正かつ円滑に行うため、給食業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（法令等の遵守）

第2条 乙は、給食業務の実施に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守するとともに、教育機関における給食業務であることを十分に認識して、委託された業務を行わなければならない。

（業務仕様）

第3条 給食業務の仕様は、別紙大分県立農業大学校給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところによるものとする。

（委託期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年7月31日までとする。

（委託料）

第5条 給食業務の委託料（以下「委託料」という。）は 円とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

内訳

令和6年度	円（月額	円）
令和7年度	円（月額	円）

（委託料の支払時期及び支払方法）

第6条 甲は、第11条による検査合格後、乙の請求に基づき委託料の12分の1を支払うものとする。甲は、請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約による権利及び義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

（監督員）

第8条 乙は、第3条の仕様書を遵守するほか、甲又は甲の指名する職員（以下「監督員」という。）の指示に従い、給食業務を実施するものとする。

2 監督員は、契約書に定めるもののほか、仕様書に定めるところにより次の権限を有する。

（1）給食業務の実施に関する乙又は乙を代理して乙の従業員を管理し、指揮監督する者（以下「現場代理人」という。）との業務連絡及び調整

（2）業務の実施状況に関する立会及び業務の実施結果に関する確認

（現場代理人）

第9条 乙は、給食業務の実施に当たり、現場代理人を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人は、栄養士又は管理栄養士をもってあてる。

2 現場代理人は、常に監督員と連携を保ち、次に掲げる職務を行う。

（1）給食業務の実施の総括管理

（2）乙の従業員の指揮監督

（3）給食業務の実施に関する監督員との業務連絡及び調整

（業務の計画、報告等）

第10条 乙は、仕様書に定める給食業務の実実施計画を策定し、書面をもって甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の実実施計画に基づき給食業務を実施するものとする。

3 乙は、建物及び施設等に損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

4 甲は、必要と認めるときは、給食業務の実実施状況について調査し、又は乙の報告を求めることができる。

(業務の実施の検査)

第11条 乙は、給食業務の実施結果を書面により毎月分を速やかに甲に報告し、検査を受けなければならない。

(施設利用及び費用負担)

第12条 甲は、給食業務に必要な施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)として、別に定める施設等を無償で乙に使用させるものとする。

2 給食業務に要した電気料、ガス代等は甲の負担とする。

3 施設等の維持、保全のため必要とする経費は甲の負担とする。ただし、軽微な費用はこの限りではない。

(善管注意義務)

第13条 乙は、善良な管理者として注意をもって施設等を使用しなければならない。

(労働法上の責任)

第14条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法その他の法令が定めるすべての責任を負わなければならない。

(乙の損害賠償責任)

第15条 乙は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒、又は伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対してその損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項を履行するため、賠償責任保険に加入しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しなかったとき、又は正当な理由なく甲の指示に従わなかったときは、この契約を解除できるものとする。

2 甲は、前項による契約の解除について、乙が損害を被ることがあっても賠償の責任を負わない。

3 甲は、乙が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

4 甲又は乙が、自己の都合によりこの契約を解除しようとするときは、2ヶ月前までに相手方に通知するものとする。

(履行遅滞による損害賠償)

第17条 甲は、乙が履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、委託料につき遅延日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を請求することができるものとする。

(原状回復)

第18条 委託期間が満了した場合又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、施設等を原状に回復して返還しなければならない。

(協議)

第19条 この契約に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第20条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 豊後大野市三重町赤嶺2328番地1
大分県立農業大学校
校長 藤田 義明

乙